



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

630	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
631	生活保護法による医療機関の指定	(").....	1
632	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
633	生活保護法による指定施術機関の変更	(").....	2
634	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	2
635	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
636	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
637	基本測量の実施	(技術調査課).....	3

○ 収用委員会告示

3	土地収用法による裁決手続開始の決定	3
---	-------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第630号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御医 52-6	御坊広域休日急患診療所	御坊市菌290番地の2	平成 23.4.1
那病 8-62	殿田胃腸肛門病院	岩出市宮117-7	平成 23.3.31
田歯 50-19	まさご歯科口腔外科クリニック	田辺市南新町215	平成 23.4.1

和歌山県告示第631号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 77-23	御坊なかむらクリニック	御坊市湯川町財部715	平成 23.4.1

東歯 34-23	太地歯科	東牟婁郡太地町太地3280	平成 23.4.1
岩病 1-23	殿田胃腸肛門病院	岩出市宮117-7	平成 23.4.1

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩あ 4-22	森修	あい治療院	岩出市岡田194-2-205	平成 23.1.18

和歌山県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（施術者氏名）		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	新	旧			
岩柔 11-21	佐々木いずみ	梅本いずみ	上住整骨院	岩出市清水487-1	平成 22.10.4

和歌山県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
有医 83-5	安藤医院	有田郡湯浅町湯浅2128の5	平成 23.2.1

和歌山県告示第635号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031700523	社会福祉法人山水会サンパル	紀の川市粉河4171	身体障害者 知的障害者 障害児	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成23.6.1	平成29.5.31

和歌山県告示第636号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
海南市	海南市日方1273-22	海南市訪問看護ステーション	平成23.6.1

和歌山県告示第637号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- 2 作業期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市、御坊市、田辺市、上富田町、白浜町、かつらぎ町、紀美野町、有田川町、日高川町、広川町、印南町、みなべ町

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成23年5月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成23年6月7日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・3・9号 西脇山口線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
	登記簿	現況	登記簿	実測							

和歌山県 和歌山市 園部字二 丁田	1413番	宅地	宅地	760.33	781.34	510.68	—	登記名義人 亡 堀口忠 己		星野潤	和歌山県 和歌山市 吉田507 番地	借地権
	1416番 1	宅地	宅地	191.73	228.18	—	—	上記法定相 続人 堀口和歌子 (持分1/2)	和歌山県和歌 山市新通7丁 目15番地	星野潤	和歌山県 和歌山市 吉田507 番地	借地権
	1416番 3	宅地	宅地	167.69	167.69	4.07	—	堀口雅史 (持分1/4)	和歌山県和歌 山市新通7丁 目15番地			
					う ち	112.22	4.07	—	生駒範子 (持分1/4)	和歌山県和歌 山市新通7丁 目15番地	星野潤	和歌山県 和歌山市 吉田507 番地